

## 常任理事会だより

### 山川智之

本稿では、前号で報告後、平成27年11月27日、12月18日、平成28年1月22日、2月26日に開催された計4回の常任理事会の内容のうち主なものをお伝えするとともに、日本透析医会の主な活動についてご報告します。

#### 1. 平成28年度診療報酬改定への対応

平成28年度の診療報酬改定は、国家財政の状況を踏まえた厳しいものが予想されておりました。結果としては昨年12月に改定率が決定、本体0.49%増、薬価・材料等1.33%減とネットで0.84%減となりましたが、これ以外に薬価制度改革による0.47%の価格引き下げがあり、実質的にはネットで実質1.33%減となり、平成26年度の消費税対応分を除く実質1.26%減を上回る大幅なマイナス改定となりました。

日本透析医会は今回の診療報酬改定に対し、適切な人工腎臓点数の設定、有床診療所の療養病床での慢性維持透析加算の算定可能化、人工腎臓の1月の請求回数制限の16回までの緩和などを要望内容として、昨年10月29日に厚労省保険局医療課に要望書を提出しました。

年が明けて診療報酬改定の詳細が発表されましたが、人工腎臓の技術料は、ESA製剤の実勢価格が下がっていることを理由に、ESA製剤の費用が包括化された分について透析1回当たり20点減となりました。要望の中でも、前回の改定で包括部分には薬剤、材料等、消費税増税の影響を受けるものの多くが含まれているとして配慮の必要性を訴えましたが、厳しい改定となりました。

一方、重症化予防推進の項目として、透析患者の下肢末梢動脈疾病重症化予防評価が透析技術料の加算点数として新規に設定されました。これは慢性維持透析患者の下肢末梢動脈疾病について、下肢の血流障害を適切に評価し、他の保険医療機関と連携して早期に治療を行うことを評価する基準を満たす施設に対し、月1回、100点を加算できるものです。3月上旬の現時点では算定基準の詳細はまだ明らかになっていませんが、合併症予防に対する新規点数ということで多くの施設が取り組み基準を満たすことが望まれます。

入院については短期滞入手術基本料3が見直しとなり、人工腎臓、ESAが別途請求できるようになった一方で、経皮的シャント拡張術・血栓除去術(K616-4)が短期滞入手術等基本料3の対象となり、これにより在院日数計算の対象外となりました。

これ以外に大きい影響があるものとして、ダイアライザーの区分変更と価格改定があります。こ

れまでI~V型と膜面積で計11区分としていたものが、I・II（それぞれにa,b）型、S型と膜面積と特定積層型の11区分に変更となりました。これに伴い価格が10~240円の下落となります。

この他、高齢者住宅などにおいて在宅血液透析扱いで保険請求をしている施設があり、これはガイドラインを遵守しておらず、また安全性の観点から問題であると医会より厚労省の担当者に訴えておりました。今回の改定で、在宅血液透析指導管理料の算定要件が「関係学会のガイドラインに基づいて患者及び介助者が医療機関において十分な教育を受け、文書において在宅血液透析に係る説明及び同意を受けた上で、在宅血液透析が実施されていること。また、当該ガイドラインを参考に在宅血液透析に関する指導管理を行うこと。」という文言になりました。これにより、在宅血液透析の訓練を受けることができない高齢者は、指導管理料の算定ができなくなることになります。

今回の改定は全体としてもかなり厳しく、結果として透析に関連する診療報酬改定も厳しいものになりましたが、改定の影響を十分見定め、今後の改定に関する要望に反映していきたいと考えます。よろしくお祈いします。

## 2. 日本透析医会公募研究助成

日本透析医会は、例年、腎臓病、腎不全医療研究者に対する研究助成を行っております。平成27年度の公募研究助成については27件の応募があり、昨年10月23日開催の研究助成審査委員会において、外部委員を含む厳正、慎重に審査した結果、13課題に対し総額16,800,000円を助成することといたしました。詳細はホームページに掲載しております。

## 3. 日本透析医会研修セミナーについて

日本透析医会では、平成28年5月15日（日）に日本透析医会総会と同時開催で、東京・品川コクヨホールにて研修セミナーを開催します。総会とあわせ多数の会員の参加をお待ちしております。また平成28年11月6日（日）には、広島での開催を予定しております。詳細につきましては、本誌および医会HPにてご案内させていただきますのでよろしくお祈いします。